

議案第二一 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、別紙のとおり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三訓所条例第二十六号）

の一部を次のように改正する。

第二条中第一号「徴税」とあるを「町税」に改め、第六号及び第七号を

削り第五号の次に次の号を加える。

「六、水道業務に従事する職員の特殊勤務手当」

第三条を次のように改める

「第三条 町税事務従事職員の特殊勤務手当は町税事務に従事

する職員が出張し町税の賦課、評価若しくは徴収事務に従事し

た時間が一日につき三時間を超えるときは支給する。」

第四条を次のように改める

「第四条 前条の手当の額は勤務一日につき、当該職員が受ける給料月

額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じた額とする。これに支給

月額は、当該職員の給料月額に百分の二十をこえてはばらばい。

一、所税の賦課又は評価事務に従事したとき、百分の五

二、徴税事務に従事したとき、百分の二十

第十条から第十二条までを次のように改める。

「第十条」及び「第十一条」を削り、第十条として次の条を加え、「第十二条」を

「第十一条」に改める。

「水道業務に従事する職員の特種勤務手当」

第十条 水道業務に従事する職員の特種勤務手当は、水道主管課

に所属し塩素を取扱う職員で所長の指定する者に支給する。

又、前項の手当の額は勤務一月につき、五〇円を支給する。

附 則

この条例は昭和四十年四月一日から施行する。